

平成24年(ワ)第328号、平成25年(ワ)第59号  
志賀原子力発電所運転差止請求事件  
原告 北野進 外124名  
被告 北陸電力株式会社

## 証拠説明書(5)

(訴状及び第1準備書面に関して)

平成25年7月19日

金沢地方裁判所民事部合議B1係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 岩淵正明 外



以下の証拠表示は、甲号証番号、標目、原本の有無、作成者、作成日、立証趣旨等の順に記載する。

※ 作成日は書証上の形式的な作成日を記述

番号	標目	原写	作成者	作成日	分類	立証趣旨等
B43	「津波が来なくてもメルトダウンは起きた? 問題は耐震性だ」 週刊エコノミスト平成23年7月11日号所収	写	田中三彦	H23.7.11	①	【訴状第5第2項(2),同(4)】 地震時、制御棒が挿入される際、不安定な状態となった制御棒により起こる危険性について
B44	東北地方太平洋沖地震発生当時の福島第一原子力発電所運転記録及び事故記録の分析と影響評価について(抄)	写	東京電力	H23.5.23	①	【訴状第5第3項(2)イii】 福島第一原発3号機では、HPCIは、2011年3月12日12時35分に自動起動したが、そのとたんに原子炉圧力が低下し始め、同月13日2時42分に運転員によって手動停止されたとたんに回復していること。
B45	原子力安全に関するIAEA閣僚会議に	写	原子力災害対策本部	H23.6	①	【訴状第5第3項(2)イii】 福島第一原発3号機では、HPCIの起動時刻と圧

	対する日本国政府の報告書-東京電力福島原子力発電所の事故について- (抄)					力低下の開始時間がほぼ一致し、また HPCI の稼働停止に伴い圧力が上昇していることから、HPCI 系統から蒸気流出の可能性があること (IV 6 4 頁 c)。
B46	福島第一原発 3 号機の高圧注水系…地震による配管破損の疑い濃厚 地震の影響を無視するストレステストに意味はない	写	小山英之	H24.2.13	①	【訴状第 5 第 3 項(2)イ ii】 福島第一原発 3 号機の高圧注水系 (HPCI) の蒸気管は、HPCI が起動したときには既に破損していた疑いが極めて濃厚であること。
B47	原子力発電設備の健全性評価について- 中間とりまとめ- (抄)	写	原子力安全保安院	H15.3.10	①	【訴状第 5 第 3 項(2)ウ】 応力腐食割れが起きるメカニズムが未解明なままであること。
B48	美浜 3 号炉事故の全体像と課題 「技術と人間」 2004 年 11 月号所収	写	小出裕章	H16.11	①	【訴状第 5 第 3 項(2)ウ】 2004 年 8 月 9 日、美浜原発 3 号機で二次冷却系配管が破裂したこと。破裂した配管は減肉が進んでいたこと。
B49	美浜の会ニュース No. 79 (抄) ・既存の手抜き検査にお墨付きを与えるだけの配管管理の「見直し」を許すな! (1~5 頁) ・あまりにずさんな BWR の配管減肉管理の実態 (14~15 頁)	写	美浜・大飯・高浜原発に反対する大阪の会 福島老朽原発を考える会	H16.11.16	①	【訴状第 5 第 3 項(2)ウ】 女川原発 1・2 号機では、保安院の計算平均値を超える予想外の減肉が発生していたこと。 福島第 1 原発 5 号機について、配管が必要肉厚以下になっている可能性があったこと。 大飯原発 1 号機でも大幅な減肉が見つかったこと。
B50	関西電力株式会社美浜発電所 3 号機二次系配管破損事故に関する中間とりまとめ	写	原子力安全保安院	H16.9.27	①	【訴状第 5 第 3 項(2)ウ】 美浜原発 3 号機において、二次系配管が突然破裂した事故は、配管減肉による配管破断事故であること。

	(抄)					配管減肉は、局部的に進展の度合いが異なる局部減肉が多くみられること。
B51	東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の技術的知見について (抄)	写	原子力安全 保安院	H24.3	①	【訴状第5第4項(2)】 福島第一原発1号機及び3号機では、格納容器ベントを行う前に、格納容器から放射性物質が漏えいした可能性が高いこと。
B52	蒸気爆発の科学—原子力安全から火山噴火まで— (抄)	写	高島武雄 飯田嘉宏	H10.11.25	①	【訴状第5第4項(5)】 蒸気爆発とは、蒸気が急激に発生して急膨張し爆発挙動を示すものであること。液体は、飽和温度（大気圧下の水では100度の沸点）以上に熱せられた状態（過熱液体）になると急蒸発しやすくなること。大気圧下で水が蒸気になると、その体積は1600倍にもなること。（5～7頁） 液体の冷却材を使用する原子炉では、何らかの事故が起こって、元来個体であった燃料棒などが溶融して液体になる事態が生じると、冷却材の水やナトリウムと接して蒸気爆発を起こす恐れがあること。実際に、試験用原子炉及び軍事用原子炉では、原子炉の溶融燃料と冷却材の接触により蒸気爆発が起き、圧力容器の破損、人の死亡等が引き起こされた例があること。（22～27頁） 炉心溶融から蒸気爆発が発生して圧力容器の破壊に至るまでの過程等。（134～146頁）
B53	能登半島西岸の地震性隆起海岸と活断層	写	渡辺満久, 鈴木康弘	H24.5.23	③	【訴状第6第3項(2)ウ】 富来川南岸断層は更新世後期に活動を繰り返しており、活断層であること
B54	第19回 地震・津波に関する意見聴取会 議事録	写	原子力安全・保安院	H24.7.17	③	【第1準備書面第1項】 平成24年7月3日に開かれた第19回地震津波に関する意見聴取会において、志賀原発1号機直下に存在するs-1に対して、今泉俊文委員から「これぞまさに典型的な活断層が炉心の下を通っている代表的な例ではないかと思うぐらい、よくこういうものが審査を通ったと、ちょっとあきれております。」との意見が出されたこと（40頁）。

B55	北國新聞朝刊記事	写	北國新聞社	H24.7.18	③	<p>【第1準備書面第1項】</p> <p>平成24年7月17日に開かれた原子力安全・保安院の専門家会議において、志賀原発1号機の直下に存在するs-1について、電力会社と審査側のなれ合いによって、活断層であることを見落とすことにつながったとの意見が出されたこと</p>
B56	北陸中日新聞朝刊記事	写	北陸中日新聞社	H24.7.20	③	<p>【第1準備書面第1項】</p> <p>志賀原発1号機直下に存在するs-1について、渡辺満久東洋大学教授が、「断層の食い違いは大きく、上の層のゆるやかなずれと比較すると、二回以上は動いている。12～13万年前の地層の中にある礫が段違いになっているのを見ても活動していたことがわかる」として、s-1が活断層であるとの意見を述べたこと</p>
B57	発電用原子炉施設の耐震安全性に関する安全審査の手引き	写	原子力安全委員会	H22.12.20	③	<p>【第1準備書面第2項】</p> <p>同手引きの中に、「活断層の上に耐震設計上重要な建物及び構造物を設置することは想定していない」ことが明記されており、活断層の上に原発を設置することが禁止されていること</p>